



# WAVE事務所便り

連絡先：〒501-3232

関市桜本町 2-32-4 エレガンスみやもと 302

電話：0575-24-3757 FAX：0575-24-3757

e-mail：hata50911@gmail.com



## 高齢者の雇用状況～厚生労働省「令和6年 高齢者雇用状況等報告」より

### ◆65歳までの高齢者雇用確保措置の実施状況

厚生労働省は、従業員21人以上の企業237,052社からの報告に基づき、高齢者等の雇用の安定等に関する法律で義務付けられている「高齢者の雇用等に関する措置」について、令和6年6月1日時点での企業における実施状況等を取りまとめ、公表しています。

それによれば、65歳までの高齢者雇用確保措置について「継続雇用制度の導入」により実施している企業が67.4% [前年比 1.8ポイント減少]、「定年の引上げ」により実施している企業は28.7% [同 1.8ポイント増加] となっています。

### ◆70歳までの高齢者就業確保措置の実施状況と定年制の状況

また、70歳までの高齢者就業確保措置を実施済みの企業は31.9% [同 2.2ポイント増加] となっており（中小企業では32.4% [同 2.1ポイント増加]、大企業では25.5% [同 2.7ポイント増加]）、65歳以上定年企業（定年制の廃止企業を含む）は32.6% [同 1.8ポイント増加] となっています。

就業確保措置を実施済みの企業について措置内容別に見ると、定年制の廃止は3.9% [変動なし]、定年の引上げは2.4% [同 0.1ポイント増加]、継続雇用制度の導入は25.6% [同 2.1ポイント増加]、創業支援等措置の導入は0.1% [変動なし] となっています。

### ◆人手不足への対応

現在、多数の企業が人手不足を実感している中、人材確保は企業経営にとって死活問題となっています。高齢者の雇用、活用は、このような人材確保の面からも今後さらに

重要テーマとなっていくことでしょう。

【厚生労働省「令和6年「高齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表します」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11703000/001357147.pdf>

## 東京都がカスハラ防止指針を公表しました

### ◆東京都のカスハラ防止指針

カスタマー・ハラスメント（以下、「カスハラ」という）の防止を目的に、昨年10月に東京都が全国で初の条例を公布したのは記憶に新しいところです。今般、この条例に基づき、カスハラ防止のために必要な事項を定める「カスタマー・ハラスメントの防止に関する指針（ガイドライン）」が公表されました。東京都では遵守が求められますし、そのほかの地域においても参考となる内容です。指針では、①カスハラの定義と禁止、②顧客等、就業者及び事業者の責務、③都の施

策、④事業者の取組み等について詳しく解説しています。

### ◆自社での対応の参考に

条例では、カスハラ（顧客等から就業者に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であって、就業環境を害するものとしており、指針ではそれぞれの考え方を具体的に示しています。代表的な行為類型にも触れ、例えば「就業者への土下座の要求」や「就業者を拘束する行動」などの行為は刑法にも触れる可能性がある」と説明しています。

また、事業者に求められる取組みとして、①カスハラ対策の基本方針・基本姿勢の明確化と周知、②カスハラを行ってはならない旨の方針の明確化と周知、③相談窓口の設置、④適切な相談対応の実施、⑤相談者のプライバシー保護に必要な措置を講じて就業者に周知、⑥相談を理由とした不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め周知、⑦現場での初期対応の方法や手順の作成、⑧内部手続（報告・相談、指示・助言）の方法や手

順の作成、⑨事実関係の正確な確認と事案への対応、⑩就業者の安全の確保、⑪就業者の精神面及び身体面への配慮、⑫就業者への教育・研修等、⑬再発防止に向けた取組みを挙げて、それぞれ対応のポイントを示しています。自社での対応を検討する際に参考となるでしょう。

【東京都「カスタマー・ハラスメントの防止に関する指針（ガイドライン）」】  
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/plan/kasuharashishin/index.html>

## 2月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

1日  
○ 贈与税の申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

10日  
○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]  
○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

17日  
○ 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで> [税務署]  
○ ※なお、還付申告については2月14日以前でも受付可能。

28日  
○ じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]  
○ 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]  
○ 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]  
○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]  
○ 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]  
○ 固定資産税・都市計画税の納付<第4期> [郵便局または銀行]  
○ ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。